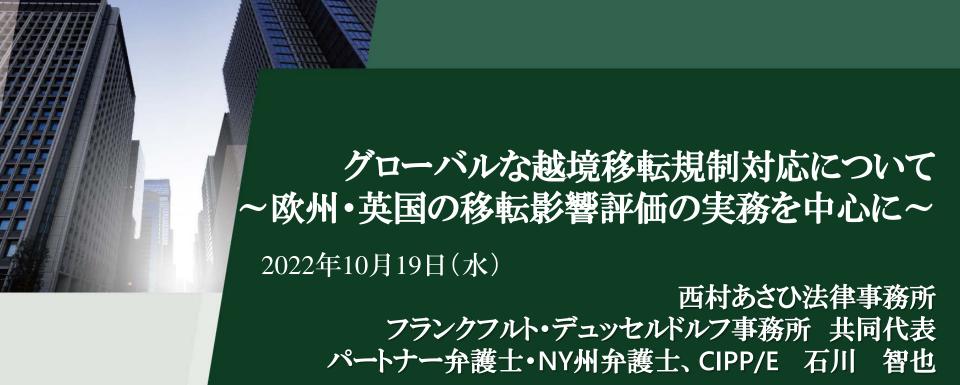
NISHIMURA & ASAHI



講師紹介



石川 智也 Noriya Ishikawa

フランクフルト&デュッセルドルフ 事務所共同代表

Tel: +49-(0)69-257-298-801

E-mail: n. ishikawa@nishimura.com

西村あさひ法律事務所フランクフルト&デュッセルドルフ事務所共同代表。欧州での一般企業法務・M&A案件に加え、GDPRを初めとするグローバルでの個人情報保護法制へのコンプライアンス対応について多くの日本企業にアドバイスを提供。また、欧州の「サプライチェーンと人権」に関する法制の動向にも明るく、各種セミナーに登壇。

登録

第一東京弁護士会(2006年登録) ニューヨーク州(2017年登録) Certified Information Privacy Professional/Europe (CIPP/E)

学歴

2005年 東京大学法学部第一類 (LL.B.)

2015年 University of Virginia School of Law (LL.M.)
2016年 Munich Intellectual Property Law Center (LL.M.)

経歴

2019年 - 一般社団法人日本DPO協会 顧問

2020年 - フランクフルト&デュッセルドルフ事務所 共同代表

2022年 - トヨタ自動車株式会社 プライバシーガバナンスに関する

アドバイザリーボード委員

近時の主な論文・書籍

- 「個人データの越境移転先国の法令・実務調査の重要性」、「個人データが漏えいした場合の対応比較」、「企業が押さえたい日米欧の最新法制と実務動向」(共著、ビジネス法務2021年10月号、中央経済社)
- 「連載・個人情報保護体制グローバル化の設計図」(共著、Business Law Journal 2020年7月号~2021年2月号)
- 「連載・個人情報保護法 世界の最新動向」(共著、ビジネス法務2020年1 月号~2021年3月号)
- 「連載・実務上の疑問に答える データ保護・利活用の要点」(共著、Business Law Journal 2019年8月号~2020年5月号)
- 『いますぐわかるCCPAの実務対応』(共著、中央経済社、2020年)
- 『2020年個人情報保護法改正と実務対応』(共著、商事法務、2020年)
- 『個人情報保護法制大全』(共編著、商事法務、2020年)
- 「カリフォルニア州消費者プライバシー法(CCPA)対応のための重要ポイント」(NBL 2019年12月1日号)
- 「十分性認定後のEEA域内からの個人データの移転」(共著、Business Law Journal 2019年5月号)
- ■『秘密保持契約の実務(第2版)』(共編著、中央経済社、2019年)
- 『M&A・企業組織再編のスキームと税務~M&Aを巡る戦略的税務プランニングの最先端~(第4版)』(共著、大蔵財務協会、2019年)
- 『M&A法大全(下)〔全訂版〕』(共著、商事法務、2019年)
- 「GDPR「地理的範囲についてのガイドライン」の概要と実務上注目すべきポイント」(共著、Business Law Journal 2019年3月号)
- 「GDPR対応の実務 対応の要否と優先順位の考え方」(共著、Business Law Journal 2018年4月号)

など多数

GDPRの下での越境移転規制の枠組み

- EEA域内の事業者から、十分性認定を取得していないEEA域外の国・地域の事業者への個人データの移転は原則として禁止
- 標準契約条項(Standard Contractual Clauses。SCC)を締結した事業者に は移転が可能
- 2020年7月16日の欧州司法裁判所·Schrems II 事件判決
 - EU-USプライバシーシールドは無効
 - SCCは有効。但し、移転先の国の政府による個人データへのアクセスにつき、当該移転先の国の法制度を考慮して保護の水準を評価する必要があり、SCCによってEU域内で保証されるのと本質的に同等の保護の水準を確保する必要あり
 - 越境移転影響評価と補完的措置の実施が必要になった

改訂版SCC・補完的措置に関する動向

- 改訂版SCC・補完的措置に関する動向
 - 2020年7月16日:欧州司法裁判所·Schrems II事件判決
 - 同年11月12日:欧州委員会による改訂版SCC案の公表
 - 2021年6月4日:欧州委員会による改訂版SCCの最終版の公表
 - 同年6月21日: EDPBによる補完的措置に関するレコメンデーションの最終版公表
 - 2022年1月: EDPS「Government access to data in third countries」の公表(ロシア、中国、インドの法制について委託調査を行ったもの)
 - 同年5月25日: 欧州委員会による改訂版SCCに関するQ&Aの公表
 - 同年7月12日: EDPB「Statement 02/2022 on personal data transfers to the Russian Federation」

参考:

https://www.nishimura.com/sites/default/files/newsletter_pdf/ja/newsletter_europe_200729.pdf
https://www.nishimura.com/sites/default/files/newsletter_pdf/ja/newsletter_europe_201117.pdf
https://www.nishimura.com/sites/default/files/newsletter_pdf/ja/newsletter_210608_europe.pdf
https://www.nishimura.com/sites/default/files/newsletter_pdf/ja/ja_newsletter_210623_2_europe.pdf
https://www.nishimura.com/sites/default/files/newsletter_pdf/ja/newsletter_220526_europe_data_protection.pdf

越境移転影響評価のステップの概要

- 1. データの移転状況を知る
- 2. 依拠しているデータ移転枠組みを特定する
- 3. GDPR46条のデータ移転枠組み(BCR、SCC等)に依拠してデータを移転する場合、データ移転に関する全事情を考慮した上で、当該枠組みの実効性を評価する
- 4. GDPR46条のみでは実効性が確保されないことが判明した場合、補完的 措置を採用する
- 5. 補完的措置を特定した後は必要な手続を進める
- 6. 適当な間隔を置いて改めて評価する

移転元が、アカウンタビリティ(説明責任)の観点から、これらの評価と講じた補完的措置について適切に文書化しておかなければならない(para.7)

SCC第III章第14条

第Ⅲ章 現地法及び公的機関によるアクセスが生じる場合の義務

第14条 本契約条項の遵守に影響を与える現地の法令及び実務

(a) 当事者は、データ輸入者による個人データの処理に適用される移転先の第三国の法令及び実務(個人データの開示義務又は公的機関によるアクセスを許可する措置を含む。)が、データ輸入者による本契約条項に基づく義務の遵守を妨げると信じる理由がないことを保証する。これは、基本的権利及び自由の本質を尊重し、規則第2016/679号(Regulation (EU) 2016/679)第23条第1項に定める対象を保護するために民主主義の社会において必要かつ比例的な限度を超えない法令及び実務は、本契約条項と矛盾しないとの理解に基づくものである。

SCC第III章第14条

- (b) 当事者は、第(a)項の保証を提供するにあたり、特に以下の要素を考慮したことを表明する。
- (i) [データ処理の内容]処理チェーンの長さ、関係者の数、使用される送信チャネル、企図されている域外再移転、取得者の類型、処理の目的、移転された個人データの種類及び形式、移転が行われる経済分野、移転の対象となるデータの保存場所を含む、移転の具体的な状況。
- (ii) [法令及び実務の調査]公的機関へのデータの開示義務を負わせ又は公的機関によるアクセスを許可するものを含む、移転の具体的状況に照らして関連する移転先の第三国の法令及び実務、並びに適用ある制限及び保護措置。※後述する脚注も重要
- (iii) [補完的措置]送信の際及び移転先の国における個人データの処理の際に適用される措置を含む、本契約条項に基づく保護措置を補うために実施される、契約上の、技術的な又は組織的なあらゆる関連保護措置。
- (c) データ輸入者は、第(b)項に基づく評価を行うにあたり、データ輸出者に関連情報を提供するために最善の努力をしたことを保証し、本契約条項の遵守を確保するためにデータ輸出者と協力し続けることに合意する。
- (d) [文書化] 当事者は、第(b)項に基づく評価を文書化し、要求に応じて所轄監督機関に提供することに合意する。
- (e) [アップデート]データ輸入者は、本契約条項に合意した後契約期間中において、第三国の法律の改正又は第三国の法律の第(a)項の要件に適合しない適用措置(開示請求など)などにより、第(a)項の要件に適合しない法令又は実務が適用され又は適用されるようになったと信じるに足る理由がある場合には、速やかにデータ輸出者に通知することに合意するものとする。

SCC第III章第14条

(f) 第(e)項に基づく通知の後又はデータ輸出者がデータ輸入者が本契約条項に基づく義務を履行できなくなったと考える理由がある場合、データ輸出者は、データ輸出者及び/又はデータ輸入者が状況に対処するために講じるべき適切な措置(例えば、安全性及び機密性を確保するための技術的又は組織的措置)をすみやかに特定するものとする。データ輸出者は、データ移転のための適切な保護措置を確保できないと判断した場合、又は所轄監督機関から指示があった場合、データ移転を停止するものとする。この場合、データ輸出者は、契約が本契約条項に基づく個人データの処理に関するものである限りにおいて、当該契約を解除する権利を有するものとする。当該契約に2を超える当事者が存在する場合、当事者間に別段の合意のない限り、データ輸出者は、該当する当事者に対してのみ、当該解除権を行使することができる。本契約条項に基づき契約が解除された場合、第16条第(d)項及び第(e)項が適用されるものとする。

越境移転影響評価のための評価シート

1. 穴埋め型

- 文章をドラフトする手間はさほどなく、埋めていきやすい(チェックマーク方式もあったりする)
- 埋められない項目が出たときに空白になってしまう
- 埋めたあとに、どのように評価をし、結論を記載するかが悩ましい

2. 記述型

- 文章をドラフトする手間がある
- 埋められない項目がでたときに、一見空白が見えにくい
- マイナスに評価すべき項目と、プラスに評価すべき項目をそれぞれ記述して、総合的に評価しやすい

どこまで精緻に行うべきか?

- 1. データの越境移転が問題になったときのことを考える
- 2. SCC・レコメンデーションに沿ったプロセスを踏む
- 3. 人・予算・時間を、リスクに応じて適切に配分する。但し、所定のプロセスについては、省かずに、忠実に実施する
- 4. 客観的に正しい評価をしきれているかは判断が難しい
- 5. 特に、法令・実務の評価は難しい(どこの国の法律について、特に注意すべきだろうか?)
 - 中国・ロシア・インドをEU当局が調査していることに留意

- ステップ1: データの移転状況を知る(paras.8-13)
 - 30条記録には、EEA域外の第三国への個人データの移転(当該国を含む)が記載されているはず(管理者:30条1項(e)号、処理者:30条2項(c)号)(para.8)
 - プライバシーノーティスにも、EEA域外の第三国に個人データを移転する可能性、 当該第三国における十分性認定の存否、SCC等に基づく場合には適切な保護措置とそのコピーを取得する方法(又は、どこでそのコピーが利用可能か)が記載されているはず(13条1項(f)号、14条1項(f)号)(para.9)
 - 移転先からの再移転(onward transfer)も把握する必要がある(para.10)
 - 最小限度の原則:目的との関係で必要な移転なのかを評価(para.11)
 - データ移転には、EEA域外の第三国からのリモートアクセスや、EEA域外にあるクラウドへの保存も含まれる(para.13)
 - 実務的には、従前のSCCの別紙(+30条記録)をベースに評価シートを埋め、必要な情報を追加で調査するというアプローチ

- ステップ2:依拠しているデータ移転枠組みを特定する(paras.14-27)
 - 十分性認定(45条):ステップ3以降は不要
 - アンドラ、アルゼンチン、カナダ(商業組織のみ)、フェロー諸島、ガーンジー、イスラエル、マン島、ジャージー、ニュージーランド、スイス、ウルグアイ、日本(個人情報保護法が適用される個人情報取扱事業者のみ)、韓国
 - 適切な保護措置(46条): 補完的措置が必要となり得る
 - 拘束的企業準則(Binding Corporate Rules、BCR)
 - 標準データ保護条項(Standard Data Protection Clauses)(SCC)
 - 行動規範、認証メカニズム
 - アドホック条項(Ad Hoc Clauses): 個別に当局の承認を得る契約(3項(a)号)など
 - 例外(Derogation)(49条):ステップ3以降は不要
 - 明示の同意など
 - なお、ガイドラインにより、従業員・取引先の個人データを、例外に基づいて継続的に移転 することはできないと解されていることに注意

- 検討に当たってのコツ
 - グループ会社同士のデータ移転、移転に際して間に入っているベンダーの双方が 問題となる
 - 欧州拠点→日本の本社・グループ会社へのデータ移転
 - 欧州拠点→日本以外のグループ会社へのデータ移転
 - 欧州拠点→ベンダー(再委託先も含む)へのデータ移転
 - 日本企業が域外適用を受ける場合
 - どこからアクセスされるか、サーバーがどこにあるかが重要である
- データの保管場所が欧州又は日本を含む十分性認定の認められた国にあるのか、それ以外の第三国にあるのかで、データフローの安定性は異なることになる

- ステップ3:GDPR46条のデータ移転枠組み(BCR、SCC等)に依拠してデータを移転する場合、データ移転に関する全事情を考慮した上で、当該枠組みの実効性を評価する(paras.28-49)
 - 実効性は、移転されるデータが、移転先のEEA域外の第三国で、EEA域内で保障される保護水準と実質的に同等の保護を受けられることをいう(para.29)
 - データ移転に適用されるEEA域外の第三国の法制度・実務により、データ輸入者が、選択されたGDPR46条のデータ移転枠組み上の義務を遵守できない場合には、 実効性はないものと評価される(para.29)
 - 第三国の公的機関が、①法令、実務、前例に照らして、データにアクセスできるか、 ②データ輸入者や通信事業者・通信チャネルを通じてデータにアクセスできるか (para.31)

- 関連する法令・実務の特定(para.32)→文書化(para.48)
 - 特定の移転に着目し、その移転に適用される法令を検討(para.32)
 - 移転状況(para.33)、移転当事者(para.34)に照らし、関連する法令・実務を検討
 - ①公的機関に対して個人データを開示する要件を規定する法令、②公的機関に個人データへのアクセスを認める法令(刑事法、規制監督、安全保障など)。但し、EU法の下での一定の必要性・相当性等の要件を充足するものは、問題ある法令とされない(para.35)
 - GDPR 45(2)で列挙されている要素も考慮する。法の支配の状況、違法なガバメントアクセスに対する法的救済の可能性、包括的な個人情報保護法の存在、独立したデータ保護監督当局、データの保護措置を提供する国際枠組みの遵守→相当性の判断に影響(para.37)
 - European Essential Guarantee (EEG)レコメンデーションに評価すべき要素が明確化されているも、実務的に参照するのは相当難しい
 - 関連する法令があるもEU水準である/関連する法令がない/関連する法令が問題である (paras. 43)
 - 最後のケースについては、補完的措置を講じるか、実際には適用されると信じる理由がないとして補完的措置を講じない余地が一応残されている(para.43)

- 実際には適用されないと整理する場合には、同業者や同じ種類のデータの経験を考慮し、詳細なレポートを以て文書化(para.43、脚注54)
 - 法令・実務や具体的な移転への適用の法的評価、評価をするための内部手続(法律事務所、コンサルタント、内部部門等の評価に関与した者に関する情報)、及び確認日時に関する情報が網羅されていることが必要
 - データ輸出者の代表者による承認
- 文書化された輸入者の経験も考慮可能(para.47)
 - 経験がないことが、補完的措置不要とする決定的な要素になるわけではない
 - その他の関連し、客観的で、信頼でき、証明可能な、一般にアクセス可能な情報とセットで 考慮すべき
- 実務への落とし込み
 - 評価シートには備えるべき様式がある
 - 客観的な法令調査と、輸入者の経験をセットで検討する(前者を検討せずに、後者だけに頼ることはできない)
 - 個人情報保護委員会が公表している情報で足りるか?

SCC第III章第14条(再揭)

- (b) 当事者は、第(a)項の保証を提供するにあたり、特に以下の要素を考慮したことを表明する。
- (i) [データ処理の内容]処理チェーンの長さ、関係者の数、使用される送信チャネル、企図されている域外再移転、取得者の類型、処理の目的、移転された個人データの種類及び形式、移転が行われる経済分野、移転の対象となるデータの保存場所を含む、移転の具体的な状況。
- (ii) [法令及び実務の調査]公的機関へのデータの開示義務を負わせ又は公的機関によるアクセスを許可するものを含む、移転の具体的状況に照らして関連する移転先の第三国の法令及び実務、並びに適用ある制限及び保護措置。※後述する脚注も重要
- (iii) [補完的措置]送信の際及び移転先の国における個人データの処理の際に適用される措置を含む、本契約条項に基づく保護措置を補うために実施される、契約上の、技術的な又は組織的なあらゆる関連保護措置。
- (c) データ輸入者は、第(b)項に基づく評価を行うにあたり、データ輸出者に関連情報を提供するために最善の努力をしたことを保証し、本契約条項の遵守を確保するためにデータ輸出者と協力し続けることに合意する。
- (d) [文書化] 当事者は、第(b)項に基づく評価を文書化し、要求に応じて所轄監督機関に提供することに合意する。
- (e) [アップデート]データ輸入者は、本契約条項に合意した後契約期間中において、第三国の法律の改正又は第三国の法律の第(a)項の要件に適合しない適用措置(開示請求など)などにより、第(a)項の要件に適合しない法令又は実務が適用され又は適用されるようになったと信じるに足る理由がある場合には、速やかにデータ輸出者に通知することに合意するものとする。

SCC第III章第14条(b)の脚注12:法令及び実務

- SCCの脚注12(丸数字・赤字は当職が追加)
 - 1) As regards the impact of such laws and practices on compliance with these Clauses, different elements may be considered as part of an overall assessment. 2 Such elements may include relevant and documented practical experience [過去の実例の存否] with prior instances of requests for disclosure from public authorities, or the absence of such requests, covering a sufficiently representative time-frame. 3 This refers in particular to internal records or other documentation, drawn up on a continuous basis in accordance with due diligence and certified at senior management level 「適切な注意を 払った上での、経営層の宣誓による書面], provided that this information can be lawfully shared with third parties. 4Where this practical experience is relied upon to conclude that the data importer will not be prevented from complying with these Clauses, it needs to be supported by other relevant, objective elements, and it is for the Parties to consider carefully whether these elements together carry sufficient weight, in terms of their reliability and representativeness, to support this conclusion. (5)In particular, the Parties have to take into account whether their practical experience is corroborated and not contradicted by publicly available or otherwise accessible, reliable information on the existence or absence of requests within the same sector and/or the application of the law in practice, such as case law and reports by independent oversight bodies [業界実務も斟 酌].

- ステップ4:GDPR46条のみでは実効性が確保されないことが判明した場合、 補完的措置を採用する(paras.50-58)
 - 事案毎の検討が必要(para.51)
 - 技術的措置、契約上の追加措置、組織的措置(para.52)
 - 一般論としては、契約上の追加措置及び組織的措置のみでは、原則として、EEA 域外の第三国によるデータアクセスに対抗できない(para.53)
 - 技術的措置のみが対抗手段になり得る場合があり、このとき、契約上の追加措置・ 組織的措置はそれを補完する機能を果たす(para.53)
 - 補完的措置の検討に当たって考慮すべき要素(para.54): 評価シートに組み込み
 - データの形式(平文/仮名化・暗号化)
 - データの性質(セインシティブデータか?)
 - データ処理のフローの長さ・複雑さ、処理に関与する者の人数、それらの者の関係
 - 実務的に問題となる法令適用の技術等
 - 転送の可能性

- ステップ5:補完的措置を特定した後は必要な手続を進める(paras.59-68)
 - SCCに補完的措置を追加する場合(46条2項(b)及び(c)号)
 - 当該補完的措置がSCCに抵触せず、GDPRにより保障される保護水準が確保されている限り、当局に認可を求める必要はない
 - SCC自体を変更する場合、又は当該補完的措置がSCCに抵触する場合には、管轄の監督当局に承認を求めなければならない(46条3項(a)号)
- ステップ6: 適当な間隔を置いて改めて評価する(paras.67-68)

補完的措置の実践

- Annex 2に掲示されているメニューについて、採用可能なものと、採用不可能なものを検討する
- 越境移転影響評価の結論を待たずに検討を始めることも多い
- どうしても、問題ある法令の下でのデータへのアクセス可能性が排除できず、 技術的措置を講じることもできない場合が発生し得る
 - 移転先の経験を根拠に現実のアクセス可能性を排除する対応
 - 技術的措置による対応が完全ではないにしても、契約上の措置・組織的措置を可能な限り講じることによる対応
 - 質・量ともに移転するデータを低減する対応
 - もっとも、本質的には、「何らかデータ移転をする方法はあるはずだ」ということではない
- 講じる補完的措置については、契約で義務付けることが望ましい

越境移転影響評価と補完的措置の論点・将来

- いつまでに実施が必要か?12/27までか?
- 米国の十分性認定の状況のアップデート
 - 米国ベンダーへの移転については、今後、越境移転影響評価が不要になり得る
 - 十分性認定は、欧州司法裁判所で無効とされるまで依拠できる点で強い
- 技術的措置を講じることができない場合について、主観的な判断や、リスクを可能な限り低減すれば良いというアプローチが許容されるか
- 英国は、実務はEUと同じように対応しているが、ICO公表のツールを見ると、 EUにおける厳格な考え方とは異なり、リスクを可能な限り低減すれば良いと いうアプローチのようにも見える
- 他の国で導入された場合には、同じように対応できるのか。また、他の国で 導入された場合には、十分性認定国についても実施が必要になり得る

西村あざひ法律事務所

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124 Tel | 03-6250-6200 www.nishimura.com

デュッセルドルフ事務所

Nishimura & Asahi Europe Rechtsanwaltsgesellschaft mbH Königsallee 92a, 40212 Düsseldorf, Germany Tel | +49-(0)211-5403-9512

フランクフルト事務所

Nishimura & Asahi Europe Rechtsanwaltsgesellschaft mbH Friedrich-Ebert-Anlage 35-37, 60327 Frankfurt am Main, Germany Tel +49-(0)69-257-298-800